

宇和島地区広域事務組合規則公布第8号

宇和島地区広域事務組合会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月30日

宇和島地区広域事務組合

組合長 岡原文彰

宇和島地区広域事務組合規則第8号

宇和島地区広域事務組合会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和3年9月30日

宇和島地区広域事務組合
組合長 岡原文彰

宇和島地区広域事務組合会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する規則の一部を改正する規則

宇和島地区広域事務組合会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する規則（令和2年規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2管理宿直（特別養護老人ホーム）の項号給の欄中「1」を「4」に改め、同表宿直支援員（養護老人ホーム）の項中「21」を「24」に改める。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。